

島根労働局発表

令和3年10月15日（金）

担	島根労働局労働基準部監督課 課長 櫻村 竜太
当	監察監督官 元行 展久 電話 0852-31-1156

## 県内の外国人技能実習生を雇用する事業場（実習実施者）に 対する令和2年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、約7割で法違反を指摘～

島根労働局（局長 倉持 清子（くらもち きよこ））は、このたび、令和2年に外国人技能実習生を雇用する事業場（実習実施者）に対して実施した監督指導等の結果を取りまとめましたので、公表します。

令和2年における外国人技能実習生を雇用する事業場（実習実施者）に対する定期監督等の実施件数は78件であり、このうち、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令違反が認められ、是正を指導した事業場数は57件（法違反率73.1%）でした。

島根労働局では、実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

### <令和2年の監督指導等の実施結果（ポイント）>

1 令和2年に定期監督等を行った件数（事業場数）は78件でした。そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたものは57件（法違反率73.1%）でした。

主な違反事項は、以下のとおりです。

- ① 使用する機械等の安全基準（労働安全衛生法第20～第25条）  
に関する事項 (18件)
- ② 割増賃金の支払（労働基準法第37条）に関する事項 (13件)
- ③ 労働時間（労働基準法第32条）に関する事項 (12件)
- ④ 就業規則（労働基準法第89条）に関する事項 (9件)
- ⑤ 衛生基準（労働安全衛生法第20～25条）に関する事項 (6件)

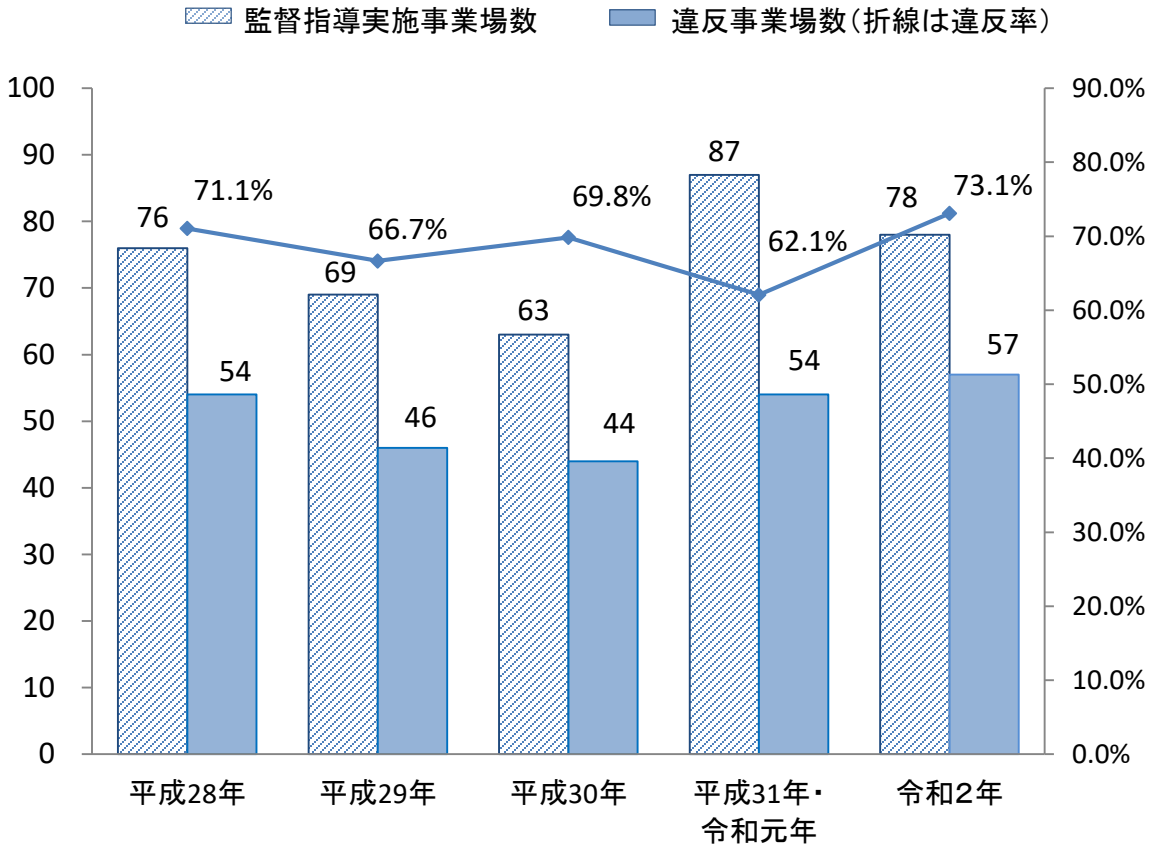
2 具体的な監督指導の事例として、次の例を紹介します。

外国人技能実習生に対し、時間外労働に対する適正な割増賃金を支払っていなかった例

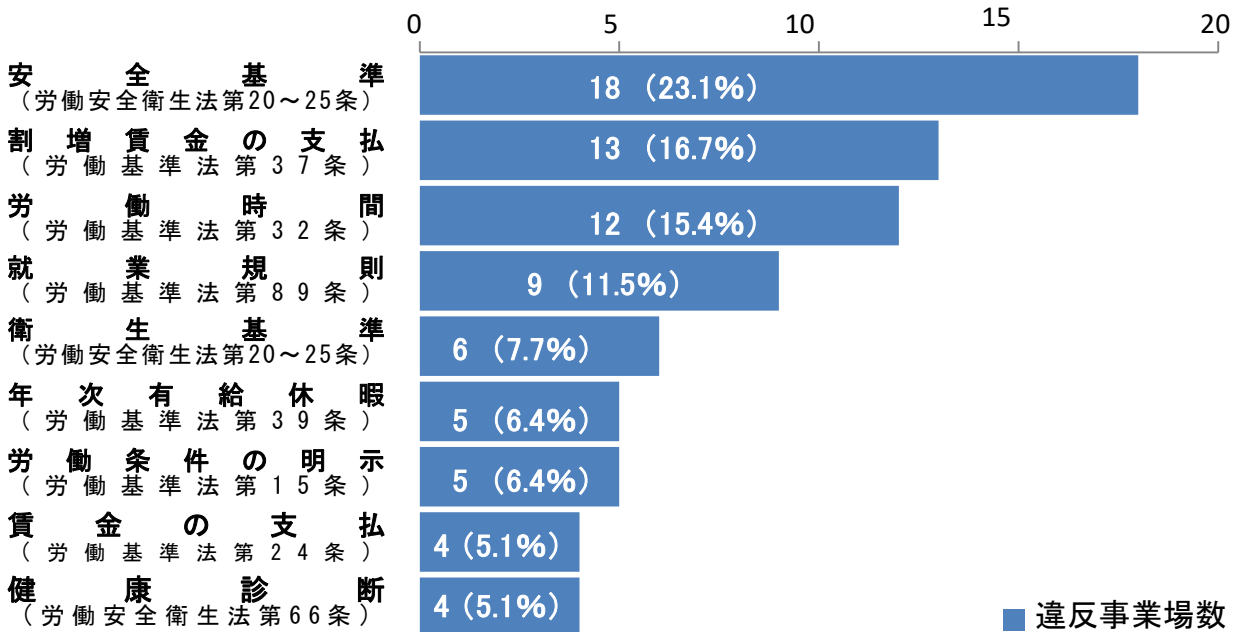
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和2年）

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和2年）

## 1 監督指導状況



## 2 違反状況



<注1>違反は、実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。  
 <注2>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

#### 製造業

- 1 外国人技能実習生10名について、勤務終了後に事業附属寄宿舍内で、通常業務を持ち帰り作業をさせていたにもかかわらず、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていなかったことから、指導を実施した。
- 2 事業附属寄宿舍に寄宿する技能実習生について、外出又は外泊する場合に、使用者の承認を受けさせていたことから、指導を実施した。
- 3 事業附属寄宿舍の寝室に、居住する者の氏名及び定員を入口に掲示していなかったことから、指導を実施した。

#### 立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 技能実習生に対し、勤務終了後に事業附属寄宿舍内で、通常業務を持ち帰り作業させていたにもかかわらず、時間外労働に対して適正な割増賃金を支払っていなかった。

##### 労働基準監督署の対応

時間外労働に対し、法令で定める率2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていなかったことについて是正勧告（労働基準法第37条違反）

⇒指導の結果、割増賃金の不足額が支払われた。

- 2 事業附属寄宿舍に寄宿する技能実習生について、外出又は外泊する場合に、使用者の承認を受けさせていた。

##### 労働基準監督署の対応

事業附属寄宿舍に寄宿する技能実習生について、外出又は外泊について、使用者の承認を必要とする規定があり、承認を受けさせていたことについて是正勧告（事業附属寄宿舍規程第4条）

⇒指導の結果、規定の削除が行われた。

- 3 事業附属寄宿舍の寝室に、居住する者の氏名及び定員をその入口に掲示していなかった。

##### 労働基準監督署の対応

事業附属寄宿舍について、寝室に居住する者の氏名及び定員をその入口に掲示していなかったことについて是正勧告（事業附属寄宿舍規程第23条）

⇒指導の結果、掲示板を作成し、入口に掲示された。